

令和4年7月22日

保護者の皆様へ

神戸市

施設（園）で陽性者が確認された場合の
自宅待機（登園自粛）期間の取り扱い変更について

日頃から本市の保育行政に御理解・御協力をいただきありがとうございます。
この度、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の自宅待機期間が変更されたため、園にて陽性者が確認された場合の自宅待機期間を下記のとおり変更します。

今後、市内の感染状況などにより変更する際には改めてお知らせいたします。
保護者の皆様には、引き続き、ご不便・ご迷惑をお掛けしますが、何卒ご理解の程宜しく願います。

<変更内容>

○陽性者が確認されたクラスの園児に対する自宅待機期間

（変更前）陽性者との最終接触日の翌日から7日間

（変更後）陽性者との最終接触日の翌日から5日間

特に、自宅待機期間中および登園再開後2日間のご家庭でお子様の健康観察を行っていただき、発熱等のかぜの症状がある場合は、医療機関の受診をしてください。

※2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合には、3日目から自宅待機の解除が可能となりましたが、乳幼児については抗原定性検査キットを用いることは想定しておらず、5日間の待機となります。

※現在、自宅待機中の園児についても5日間に短縮されます。

なお、「0～2歳児クラスの保育料の取り扱い」については変更ありません。

※下線部が変更箇所

令和4年7月22日時点

園児・同居家族に風邪症状がある場合等の登園可否の判断の目安

これらの対応は、市内の感染状況などにより、今後、変更する可能性があります。

お子様（本人）や同居家族が、以下のうち登園できない状況になった場合には、必ず園に連絡し、園の指示に従ってください。

状況	該当者		登園	登園について
	園児	同居家族		
① 感染者になった場合	◆		×	医師や保健所の指示により登園可能（治癒）となるまでの間、登園できません
② 発熱（37.5度以上）等の風邪の症状がある場合	◆		×	症状がなくなるまで登園できません。 ※園児が発熱した際は解熱後24時間以上経過してから登園してください。
		◆	×	症状がなくなるまで登園できません。 ※ただし、同居家族が医療機関を受診し、「感染の疑いや恐れがない」との診断を受けた場合は除きます
③ 発熱等の風邪の症状により検査をする場合	◆	◆	×	検査結果（陰性）が出るまでの間、登園できません。
④ 濃厚接触者になった場合・園から自宅待機と言われた場合	◆		×	検査結果が陰性であっても、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から <u>5日間</u> 、登園できません。
		◆	○	同居家族全員に症状がない場合は、登園できます。 なお、当該濃厚接触者による送迎はお控えください。
⑤ 園児のきょうだいの在籍する保育施設・学校園のクラスで感染者が確認された場合		◆	○	同居家族全員に症状がない場合は、登園できます。
⑥ けが等で入院するために検査をする場合		◆	○	登園できます。

※「検査」とは、PCR検査・抗原検査のことです。